

宮労発基 1110 第1号
平成26年11月10日

公益社団法人宮城県トラック協会
会長 殿

宮城労働局長



平成26年度「宮城における年末・年始労働災害防止強化運動」
の実施について

日頃より、労働行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、本年度も年末・年始を迎える時期となりましたが、当局では、年末・年始の繁忙期の労働災害防止を徹底するため、別添「平成26年度 宮城における年末・年始労働災害防止強化運動 実施要綱」を策定し、平成26年12月1日から平成27年1月31日までを実施期間と定め、本運動を展開することといたしました。

つきましては、貴職におかれましても、本運動の趣旨等を御理解いただき、傘下の会員事業場に対する周知並びに特段の御指導をいただきますようお願い申し上げます。



平成 26 年度 宮城における年末・年始労働災害防止強化運動 実施要綱

宮城労働局

1 趣 旨

宮城労働局内における平成 25 年の休業 4 日以上の労働災害は、2,580 人と 3 年連続の増加に歯止めがかかったものの前年比で 1.6% の減少に止まった。

本年 10 月末の状況では 1,864 人と昨年同期と比べて 137 人 (-6.8%) の減少となっているものの、依然として高水準で推移している。その要因としては、膨大な数の震災復旧・復興工事が最盛期を迎えていたことに加え、製造業における生産活動が活発化していること、社会福祉施設への従事労働者が増加したこと及び冬季時期に積雪・凍結による転倒災害が急増したこと等があげられる。

年末・年始は、厳しい寒さによる路面・屋外通路等の凍結や日照時間が短くなることに伴う視界不良等の屋外作業での条件悪化に加え、貨物の輸送量が増大し、納期も集中するなど事業活動が活発となるほか、機械設備の点検整備や大掃除などによる非定常作業が増えるなど労働災害が発生しやすく、健康管理もおろそかになりがちな時期もある。

労働災害を防止するためには、安全衛生の担当者や労働者による現場の確認、機械設備の安全基準や作業手順などの遵守という、原点に立ち返った基本的な安全対策を改めて徹底することが大切であることから、各事業場では年末において全員参加による職場の安全衛生総点検を行い、新年を「労働災害ゼロを目指す」新たな決意で迎えることが肝要である。

宮城労働局では、県内すべての労働者が健康で労働災害のない明るい年末・年始を迎えられるよう「平成 26 年度 宮城における年末・年始労働災害防止強化運動」を展開し、年末・年始における労働災害防止活動の積極的な推進を図ることとする。

2 実施期間

平成 26 年 12 月 1 日から平成 27 年 1 月 31 日まで

3 目 標

年末・年始労働災害防止強化運動期間中における労働災害の大幅な減少

期間中に実施する事項

- 1 経営首脳による安全最優先と安全衛生方針の決意表明及び安全衛生パトロールの実施
- 2 リスクアセスメントの取組など自主的安全衛生管理活動の実施
- 3 メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- 4 安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者、安全推進者、衛生推進者、作業主任者の選任と職務の確実な遂行
- 5 本年（度）の安全衛生管理活動の点検・評価及び新年（度）の安全衛生管理年間計画の作成及び実施
- 6 安全朝礼、準備体操、作業開始前のツールボックスミーティング、危険予知活動の励行及び安全な作業の周知
- 7 凍結・積雪による屋外での転倒災害防止対策の実施（例：凍結時に有効な敷きマットの使用等による転倒防止）
- 8 安全活動の「見える化」の推進
- 9 4S運動（整理、整頓、清潔、清掃）運動の実施
- 10 火気を取り扱う職場における火気の点検・確認等の実施
- 11 交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進
- 12 「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」による労働災害防止対策の徹底
- 13 機械設備の作業前点検等の実施及び「はざまれ・巻き込まれ災害」の防止対策の徹底
- 14 職場における腰痛予防対策指針に基づく腰痛防止対策
- 15 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」による労働災害防止対策の徹底
- 16 化学物質管理の徹底
- 17 健康診断結果に基づく適切な事後措置の実施
- 18 年末・年始労働災害防止強化運動用ポスターの掲示、安全衛生旗及びのぼり等の掲揚
- 19 その他安全衛生意識を高揚するための行事の実施